



増築、改築、大規模の修繕又は模様替え の際の建築確認申請について(お知らせ)

平成17年6月1日に建築基準法が改正され、既存建築物に関する規制の合理化が図られました。これを受け、既存建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下、「増築等」という。）を行う際、既存建築物に対する各規定の部分適用が可能となりました。

この適用に当たっては、今後既存建築物の増築等の建築確認申請の際に、既存建築物の法適合性に関する調査をしていただく必要があります。

この場合の取扱要領を大阪府内建築行政連絡協議会（以下、「大連協」）で定めましたので、参考にして頂き、所定の手続きをお願いします。

なお、この取扱いについては、様々なケースが考えられるため、事前に特定行政庁又は指定確認検査機関と十分にご相談願います。

また、大連協のホームページ（下記）から要領及び様式がダウンロードできますのでご参照下さい。

様式については、特定行政庁によって若干異なる場合がありますので、各特定行政庁にご確認下さい。

大阪府内建築行政連絡協議会事務局
（大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課）

TEL：06-6941-0351（内線3095）

大連協 HP：<http://www.cac-osaka.jp/>